

公募型プロポーザルの実施（公告）

令和7年度長崎のさかな（長崎県の魚愛用店）魅力発信事業業務委託の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和7年8月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度長崎のさかな（長崎県の魚愛用店）魅力発信事業業務委託
- (2) 業務内容 募集要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月19日まで
- (4) 委託上限額 金5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルに参加する者の資格要件

期日までに公募型プロポーザル参加表明書（様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

3 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。
- (2) 次のアからキまでのいずれかに該当する事実があった後3年間を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に業務執行を粗雑にし、又は品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当するプロポーザルに参加できないこととされているものを契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けるおそれがある者
- (7) 参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者

- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) この公告の日から見積執行期日の前日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで II に定める機関で配布するほか、次に示す長崎県のホームページに令和 7 年 8 月 29 日（金）まで掲載して配布する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/674078.html>

5 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい事業者は、参加表明書（様式 1）及び関係書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 II に定める機関
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出期間 令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 8 日（金）までの間（県の閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和 7 年 8 月 15 日（金）までに申請者へ通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 II に定める機関
- (3) 提出部数 7 部（正 1 部、副 6 部）
- (4) 提出期間 令和 7 年 8 月 18 日（月）から令和 7 年 8 月 29 日（金）までの間（県の閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、令和 7 年度長崎のさかな（長崎県の魚愛用店）魅力発信事業業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除する。

ア 長崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 見積執行期日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

11 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1

（名称）長崎県 水産部 水産加工流通課

（電話）095-895-2871 （ファクシミリ）095-895-2585

12 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- （2）この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書 4 に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- （3）本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。